

薬生発 0325 第 1 号
平成 31 年 3 月 25 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 30 年 9 月 26 日付け薬生発 0926 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところです。

今般、日本医療研究開発機構 医薬品等規制調和・評価研究事業により、大量出血時の血液製剤の適正な使用について最新の医学的知見が取りまとめられました。これを踏まえ、薬事食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会（平成 30 年 12 月 14 日開催）において、別添 1 の新旧対照表のとおり「血液製剤の使用指針」を改正することが了承されました。なお、改正後の「血液製剤の使用指針」の全文は別添 2 のとおりです。

については、貴職におかれては御了知いただくとともに、血液製剤の使用適正化が推進されるよう、貴管内医療機関に対し周知をお願いします。